

平成29年度 商店街課題解決プランコンテストに対する質問

質問番号	質問内容	回答
1	<p>(公募要領 2)(1)に、3つのテーマから1つとありますが、(2)のアに集客力の向上という同じキーワードがあります。3つのテーマの選択はメインテーマをどれにするのかという理解で大丈夫でしょうか？</p>	<p>課題テーマについては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規出店の促進や空き店舗の有効活用 2 地域コミュニティの担い手としての機能強化 3 集客力の向上 <p>上記のうちから、いずれか1つを選んでご提案をお願いいたします。</p> <p>なお、(2)アは、全てのテーマに共通する要件を示しています。本事業は、商店街の活性化を目的としていることから、提案いただくプランについては、一過性に留まらない集客向上などの効果が期待できる取組であることを求めるものです。</p>
2	<p>28年度本事業の商店街と平成29年度中に地域連携型商機能強化モデル創出事業の商店街とは事業を行えないとありますが、具体的にどここの商店街を指すのかわかる資料はありますか？</p>	<p>平成28年度に本事業を実施した商店街については、以下の通りです。</p> <p>福島聖天通商店街 聖天通商店街 浄正橋筋商店連盟 宮之阪中央商店街 阪急東通第一商店会 阪急東通第二商店会 阪急東通第三商店会 阪急東中通商店街振興組合 パークアベニュー堂山商店会 阪急東中央商店街振興組合 兎我野町商店会 曾根崎お初天神通り商店街会 曾根崎中央商店会 生野本通中央商店街 天美商店街</p> <p>平成29年度の地域連携型商機能強化モデル創出事業については、現在公募中であり、実施商店街は平成29年6月上旬に決定する予定です。</p> <p>なお、商店街課題解決プランコンテストの実施箇所となる商店街が、地域連携型商機能強化モデル創出事業に応募することは可能ですが、地域連携型商機能強化モデル創出事業で採択された場合、商店街課題解決プランコンテストでは、実施商店街とすることができなくなりますので、ご注意ください。</p>

3	<p>書かれている対象経費とならないものがやや曖昧ですが、そもそも本事業ですべての領収書等の提出義務はありますか？</p> <p>広報費は問題ないかと思いますが、提案事業者が広告制作会社の場合は見積書等の対応でも問題ないでしょうか？</p>	<p>対象経費については、全て領収書など支払いの根拠となる証拠書類の提出が必要となります。</p> <p>広報費については、POP、チラシなど、販売を促進させるための広告宣伝に関連する費用で、その内容が書類により事後確認できるものであれば対象経費となります。</p> <p>お問い合わせのような場合、自社調達に該当しますので、公募要領 8 (2) 才に記載のとおり、原価のみ経費の対象となります。利益等相当分を含めることはできません。</p> <p>なお、対象経費や必要書類等の詳細については、優秀プラン提案者を対象に開催する「業務委託契約説明会」で説明する予定です。</p>
---	--	--